

当院が届出を行っている施設基準等一覧

《 令和2年11月1日現在 》

基	地域一般入院料 3	1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。 なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。 ・ 朝8時30分～夕方17時15分まで、看護職員1人当りの受け持ち数は9人以内です。 ・ 夕方17時15分～朝8時30分まで、看護職員1人当りの受け持ち数は23人以内です。
	療養病棟入院基本料 2	1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。 なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。 ・ 朝8時30分～夕方17時15分まで、看護職員1人当りの受け持ち数は11人以内です。 ・ 夕方17時15分～朝8時30分まで、看護職員1人当りの受け持ち数は27人以内です。
本	地域包括ケア入院医療管理料 2	1日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。 なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。 ・ 朝8時30分～夕方17時15分まで、看護職員1人当りの受け持ち数は6人以内です。 ・ 夕方17時15分～朝8時30分まで、看護職員1人当りの受け持ち数は27人以内です。
	看護配置加算	病棟の看護職員の内、看護師を7割以上配置しています。
診	看護補助加算 1	入院患者30人に対して1名以上の看護補助者を配置しています。
	入退院支援加算 2	入院早期より退院困難な要因を有する患者に対して、適切な退院先・時期に退院できるよう、病棟及び退院調整部門の職員等との共同により退院支援計画の立案を行っています。
療	療養環境加算	病室に係る病床の面積が1病床当たり8㎡以上で、医師並びに看護要員の数は、医療法に定める標準を満たしております。
	診療録管理加算 2	患者に対し診療情報の提供、診療記録の全てが保管及び管理され、病歴管理室等を有するなど診療記録管理を行うための必要な体制を整備しており、入院患者については疾病統計及び退院時要約を作成しております。
料	感染防止対策加算 2	感染防止対策部門を設置し、感染症対策に3年以上の経験を有する専任の常勤医師、5年以上感染管理に従事した経験を有する看護師、3年以上の病院勤務経験をもつ感染防止対策にかかわる専任の薬剤師及び3年以上の病院勤務経験をもつ専任の臨床検査技師からなる感染制御チームを組織し、感染防止に係る日常業務を行っています。また、感染対策加算1に係る届出を行った医療機関が主催する院内感染対策に関するカンファレンスに年4回程度参加しています。
	療養病棟療養環境加算 1	長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備と、必要な器械・器具が具備されている機能訓練室を有し、医師並びに看護要員の数は、医療法に定める標準を満たしております。
料	データ提出加算 1	厚生労働省が実施するDPC調査に準拠したデータが正確に作成及び継続して提出されてます。
	認知症ケア加算 2	認知症における症状の軽減を図るための適切な環境調整や患者とのコミュニケーションの方法等を踏まえた看護計画を作成し、当該計画に基づき認知症症状を考慮したケアを実施し評価を行っております。
特	検体検査管理加算（Ⅱ）	検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されており、臨床検査を担当する常勤の医師を配置しています。
	がん治療連携指導料	地域がん診療連携拠点病院の紹介を受けた患者に対して地域連携診療計画に基づいた治療を行うことができる体制を整備しています。 （平成24年11月1日現在、周東総合病院、岩国医療センター、山口宇部医療センター、広島大学病院と連携しています。）
掲	CT撮影及びMRI撮影	1.5テスラ以上のMRI装置、16列以上のマルチスライスCT装置を有し、安全管理責任者を選定して造影剤注入装置をも含めた保守管理計画を策定して機器の管理を行っています。
	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ） 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）	専用の設備・機械・器具を有し、専任の常勤医師及び専従の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を配置しています。 又、リハビリテーション科の常勤の医師を配置しています。
療	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	循環器科の経験を5年以上有する医師を1名以上配置しています。
	薬剤管理指導料	薬剤師が医師の同意を得て薬剤管理指導記録に基づき、直接服薬指導、服薬支援その他の薬学的管理指導を行っております。
料	医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術【胃瘻造設術】	当院では、左記に該当する手術の実施時に全ての患者様に対して、当該手術の内容、合併症及び予後等を文書を用いて詳しく説明を行い、併せて患者様から要望があった場合、その都度手術に関して十分な情報を提供し、説明した内容は文書で交付しています。
	入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）	医師の発行する食事箋に基づき管理栄養士が管理する食事を適時、適温で提供（夕食は午後6時以降）しています。

周防大島町立東和病院